



従業員の育児休業取得で、助成金がもらえることをご存じですか？
従業員に育児休業を取得させることが当たり前の時代になっていますが、助成金を貰わずに育児休業を取得させていませんか？

- A 両立支援助成金 ～育児休業等支援コース～** ⇒ 厚生労働省（兵庫労働局）
計画的に、従業員を育児休業させ、現職復帰させることで助成金が支給されます。また、育児休業期間に代替要員を確保すると、さらに助成金が支給されます。本助成金は育休取得、復職、代替要員確保に対して一時金が支給されるものです。
- B 代替要員確保支援助成金 ～休業コース～** ⇒ ひょうご仕事と生活センター
育休中の従業員の代替要員を確保すると、A の助成金が受給できるだけでなく、本助成金も対象となります。本助成金は代替要員の賃金補填となります。
- C 両立支援助成金 ～出生時両立支援コース～** ⇒ 厚生労働省（兵庫労働局）
子の出生から8週間以内に男性従業員が連続5日以上の子育て休業を取得した場合に支給。

両立支援助成金の相談窓口

兵庫労働局雇用環境・均等部企画課

TEL : 078-367-0700



厚生労働省ホームページ



パンフレット

代替要員確保支援助成金の相談窓口

ひょうご仕事と生活センター

TEL : 078-381-5277



ひょうご仕事と生活センターHP



手引き



助成金額はいくらなの？

- A 両立支援助成金 ～育児休業等支援コース～**
- ①育児休業を取得させる **30** 万円
 - ②職場に復帰させる **30** 万円
 - ③代替要員を確保する **50** 万円
- B 代替要員確保支援助成金**
- ④代替要員を確保する 最大 **100** 万円（代替要員の賃金の1/2（上限10万円/月））
- C 両立支援助成金 ～出生時両立支援コース**
- ⑤出生時育児休業を取得させる **20** 万円
- 1人の育休に対して最大 **210** 万円を受給できる可能性があります（①+②+③+④）。

ポイント

- 従業員がまだ産休に入っていないこと（産休前に準備が必要です）
- 育休取得者は雇用保険被保険者であればパート従業員でも可能
- 代替要員は派遣社員でも可能
- 代替要員が社会保険未加入者なら④は支給対象外
- 代替要員には育休取得者と同レベルの能力、資格が必要（＝賃金体系も同じが好ましい）
- ①、①+②だけでも申請可能（代替要員なしでも申請できます）

兵庫県最低賃金の改定までに要チェック！

時給 990 円^(※1) までの従業員がいる企業様、必見！

○業務改善助成金～通常コース～（厚生労働省）

会社内で最も賃金の低い人が時給 990 円以下なら、10/1 の最低賃金改定前に会社の最低賃金を 30 円以上引き上げると、設備購入等の補助金が受けられます(※2)。

※1 兵庫県最低賃金が 10/1 に改定された場合は 990 円超の企業も対象になります。

※2 賃金引上げや設備購入前に、労働局に対して事前申請が必要です。

事業場内最低賃金の
引き上げ

+

設備投資等



業務改善助成金の支給
最大 600 万円（助成率 3/4）

ビジネスマッチングのご案内

当組合ではお客さまのビジネスマッチング支援を行っています。

「新たな販売先・仕入先・外注先を紹介してほしい」、「不動産を『売りたい』・『買いたい』」、「補助金申請をお願いできる専門家を紹介してほしい」、「IT 導入を検討している」、「コスト削減に関して相談したい」等、お客さまの事業ニーズに最適な事業者さまをご紹介させていただくサービスです。

相談の希望がありましたら、お近くの営業店担当者まで申出してください。

本情報は、令和 5 年 7 月 1 日時点の情報を掲載しております。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等のお客さまにとって有益な情報の提供をさせていただいておりますが、当組合がお客さまの申請を代行することはございません。



兵庫県信用組合



事業者向けメールマガジンのご登録はこちら